

〈2〉レアアースの地経学：中国の国際供給支配と「ルール志向型」輸出管理への変遷

地経学研究所 土居 健市

1. レアアースを巡る国際「ルール」を通じた地経学的パワーの再編

2025年、トランプ第二期政権による関税引き上げを起点とする米中間の経済・貿易摩擦が再び激化する中で、中国が有するレアアースの地経学的パワーが改めて強く意識される局面が生じた。とりわけ、中国によるレアアース輸出管理の強化は、米国のみならず、日本や欧州を含む広範な需要国の産業活動に波及し、不可欠な素材の供給をめぐる国際的な緊張を顕在化させている。

地経学的パワーを理解するための基底概念として、鈴木（2025）は、①「戦略的自律性」（他国依存が低く、経済的威圧の痛みを受けにくい構造）、②「モノの不可欠性」（上流素材やキーパーツ等の代替困難性を通じた実力行使）、③「市場の不可欠性」（巨大市場の規制力、いわゆるブリュッセル効果）という三つの軸を提示している。本稿は、このうちとりわけ②「モノの不可欠性」に焦点を当て、中国のレアアースをめぐる供給支配と輸出管理手法の変容を考察する¹。

中国は国家戦略の一環としてレアアース産業の育成と管理を進め、世界市場において支配的な供給地位を確立してきた。2010年には、日本向けレアアース輸出の事実上の停止・厳格化が行われ、レアア-

ースが外交・政治文脈において利用され得ることを国際社会に強く印象づけた。その後、2014年には希土類等の輸出税・輸出割当措置をめぐるWTOで敗訴し、露骨な数量規制や関税措置が法的コストを伴うことが明確になった。重要なのは、このWTO敗訴が、中国に「国際ルールからの離脱」ではなく、「国際ルールの内部での再設計」を促した点である。WTOの掲げる自由貿易による「相互依存」の世界は、中国の経済成長に大きく貢献してきただけでなく、中国自身にとっても、「市場の不可欠性」および「モノの不可欠性」を同時に強化し、結果として大きな地経学的レバレッジを獲得する土台となってきた。すなわち、WTO体制は、中国にとって単なる制約ではなく、自国の産業拡大と供給支配を正当化・安定化させる制度的環境でもあった。この意味で、道具的な動機の観点から見ても、中国にはWTO体制を根本から否定するのではなく、むしろ擁護し、その枠内で行動する合理性が存在する。

加えて、こうした中国の選好は、中国外交政策・国内政治において繰り返し言及される「規矩（*Guiju*、ルール・規範）」という概念とも深く関係している。中国はしばしば「ルールに基づく国際秩序」の攪乱者と批判されるが、国際ルールそのものを否定するというよりも、既存の制度や規範を自国に有利な形で解釈・運用し、「内側から」作用させようとする傾

¹ 鈴木一人「地経学から見るトランプ政権の関税政策」『地経学ブリーフィング』No.271、2025年9月25日、地経学研究所。

向が強い²。中国は国連システムや WTO 体制といった既存の国際制度を重視し、それらを前提とした上で、自国に有利な解釈や運用の余地を見出そうとする行動様式を示してきた。

このような制度観は、中国社会に広く共有される「上に政策あれば、下に対策あり」という行動原理とも重なる。個人や企業は、政策そのものに正面から挑戦することは少ないが、与えられた制度の枠内で抜け道や調整余地を見出し、現実的に対応する。国レベルにおいても、中国は WTO や国際標準といった国際場裏での「規矩」を正面から否定するのではなく、その内部での運用や制度設計を通じて、実質的な裁量と優位性を確保しようとしているように見える。近年のレアアース輸出管理をめぐる動きは、こうした「規矩」を意識した地経学的パワー行使の一例である。数量規制や禁輸といった明白な逸脱行為ではなく、許可制、用途審査、サプライチェーン情報管理を組み合わせることで、WTO ルールとの正面衝突を回避しつつ、さらには ISO 等の国際標準化等も交えながら供給側としての影響力を維持・強化する戦術が採用されている。

本稿は、中国がレアアース分野において、採掘・精錬から製造・流通に至るサプライチェーン統制をいかに制度化してきたのか、また輸出管理や国際標準化を通じて、物質的支配と規範的支配を重ね合わせる「ルール志向型」の地経学戦略をどのように展開しているのかを検討する。とりわけ 2025 年以降に顕在化した、許可遅延や情報管理を通じた「見えにくい制限」の拡大と、その国際的波及に焦点を当て、中国のレアアース地経学が新たな段階に移行しつつあることを論じる。

2. 歴史的展開：中国の鉱物資源戦略制度進化

2.1. 形成・発展期（1980-2000 年代）：上流から下流までの垂直統合の設計

中国のレアアース産業は、1949 年の中華人民共和国成立を起点として発展を開始したと整理されている。李永綉ほか（2024）によれば、建国後最初の約 30 年間における中国の稀土産業の展開は、包頭地域の混合型レアアース資源および南方地域のイオン吸着型レアアース資源という二つの新資源の開発要求に対応する形で進められた。この時期の特徴として、国外の既存技術がこれらの資源条件には適合しないことが確認され、それを踏まえて中国独自の採鉱・選鉱・製錬技術が模索された点が挙げられている³。1980 年代以降、中国のレアアース産業は、単なる資源開発段階を超え、採掘・分離・精製・流通を一体として管理する産業構造の形成期に入った。この過程は、技術開発の進展と並行して、制度的・組織的な統合が段階的に進められた点に特徴がある。1986 年 4 月、全国レアアース開発応用指導小組弁公室は国家経済委員会重工業局に改組され、レアアース政策は国家産業行政の枠組みの中に明確に位置付けられた⁴。同年、中国はハイテク産業振興を目的とする「863 計画」において、レアアースを含む新素材の開発を重点項目として盛り込み、生産の本格化を進めた⁵。この政策的後押しの下、1980 年代後半から 1990 年代にかけて生産量は急拡大した。「第六次五カ年計画」期間を経て、1985 年のレアアース生産量は 8,500 トンに達し、1978 年比で約 7.5 倍に増加した。同期間の年平均成長率は 27%とされている。続く 1986 年には総商品量が 11,860 トンとなり、同年の米国生産量（11,000 トン）を上回り、世界最大の生産国となった。1988 年には鉱産品生産量が 29,640 トンに達し、米国の過去最高水準を超えたという⁶。

1992 年の鄧小平による南巡講話では、「中東に石油があり、中国にレアアースがある」との表現が用

² Weiss JC, Wallace JL. Domestic Politics, China's Rise, and the Future of the Liberal International Order. International Organization. 2021;75(2):635-664. doi:10.1017/S002081832000048X, Jones, C 2020, 'Contesting within Order? China, socialisation, and international practice', Cambridge Review of International Affairs, vol. 33, no. 1, pp. 105-133. https://doi.org/10.1080/09557571.2019.1674781

³ 李永綉, 李东平, 李静, 刘越. 稀土概论 [M]. 北京 化学工业出版社, 2024 270.

⁴ 李永綉, 李东平, 李静, 刘越. 稀土概论 [M]. 北京 化学工业出版社, 2024 270.

⁵ 日本経済新聞, 2025 「レアアース覇権、環境汚染のみ込んだ中国 40 年の計で生産ほぼ独占 レアアースと覇権①」 2025.6.21

⁶ 李永綉, 李东平, 李静, 刘越. 稀土概论 [M]. 北京 化学工业出版社, 2024 270.

いられ、レアアースが国家戦略物資として認識されていることが明確に示された。この発言は、採掘のみならず精錬技術の高度化を含む産業全体の位置付けを強化する象徴的な契機とされている⁷。1990年代半ばには、高付加価値製品への展開が進んだ。

制度面では、1990年代後半から輸出許可枠（E/L）が導入された。2001年当時、中国政府はレアアース鉱産資源の重要性を十分に認識しておらず、WTO加盟時の輸出管理対象リストにレアアースは含まれていなかった。WTOの『中国加盟議定書』によれば、中国は明確な例外がない限り、輸出品に対するすべての税金や料金を撤廃する義務を負っている⁸。2005年には、商務部と税関総署がレアアース原鉱の輸出を禁止し、併せて輸出税を大幅に引き上げた⁹。この措置は、資源そのものの国外流出を抑制する一方で、国内における分離・精製工程の集積を促す制度的転換点となった。さらに2006年には国内総量管理が導入され、生産量と流通量の両面を統制する枠組みが整備された。

このように1980～2000年代を通じて、中国は生産量の急拡大、分離・精製技術の内製化、輸出管理制度の段階的導入を組み合わせることで、資源の「量」と「流れ」の双方を掌握する制度レバーを構築していった。これらの措置は後にWTO紛争の争点となるが、同時に国内産業の淘汰・再編を通じて、分離・精製という工程上のボトルネックを自国内に抱え込む産業構造を形成した点に、この時期の特徴がある。

2.2. 武器化と調整期（2010年代～2024年）：対日供給停滞の「評判コスト」とWTO敗訴の「法的コスト」

2010年代は、中国のレアアース輸出管理が、国際社会から「露骨な配分・関税」と受け取られ得る手段を中心とした局面から、より「法に基づく管理」を前面に出しつつ、実質的な統制手段を重層化する局面へと移行した時期として位置付けられる。この移行を促した外的要因として、①2010年の対日向け

供給停滞が生んだ「評判コスト」、②2012～14年のWTO紛争が確定させた「法的コスト」が挙げられる。

1) 対日供給停滞と「評判コスト」の顕在化

2010年代初頭、中国はレアアース輸出に対し、輸出税の賦課および輸出枠の設定という二段構えの規制を敷いており、特に輸出枠については2006年以降、段階的な削減が進められていた。特筆すべきは2010年7月の動向であり、同年下半期の輸出枠が前年同期比約72%減という大規模な削減が発表された。こうした状態の中、同年9月に尖閣諸島沖漁船衝突事件が発生すると、中国側は報復措置と解される一連の対抗策を講じ、対日レアアース輸出は突如として事実上の停滞状態に陥った。日本政府は多様な外交チャネルを動員して是正を求めたものの、中国政府は行政的な輸出制限の存在を一貫して否定し続け、事態は膠着を極めた。同年11月に横浜で開催されたAPEC首脳会議に際しての閣僚級会談後、対日輸出は段階的に正常化へと移行したが、輸出枠や輸出税といった制度的枠組み自体は依然として維持されることとなった¹⁰。

この時期の対日供給停滞は、日本・欧米側に代替開発、上流投資、省レアアース化、備蓄の加速を促し、同時に中国側には「国別停止」を行ったとの評判コスト（対外的な信用・正当性コスト）が顕在化した、という含意を持つ。ここで重要なのは、供給の量・価格の問題にとどまらず、措置の形式が「国別停止」と理解され得ること自体が、対外関係上のコストを伴う点である。

2) WTO敗訴の「法的コスト」

2012～14年には、米国・EU・日本が、中国の輸出関税・割当・許可をWTOで争った。2012年3月13日、米国は中国によるレアアース、タングステン、およびモリブデンの輸出制限措置がWTO協定に抵触するとして、二国間協議を要請した。本事案は、

⁷ 小林 祐喜,2025「中国レアアース輸出規制と各国の対応～経済安全保障の主戦場をめぐる攻防」SPF China Observer, 笹川平和財団,2025.6.13 / <https://www.spf.org/spf-china-observer/document-detail071.html>

⁸ “WTO 稀土争端：美日欧诉中国稀土出口政策” [J/OL]. 金属百科, [2025-07-21]. <http://baike.asianmetal.cn/metal/re/event.shtml>.

⁹ 董雪兵,周伟. 稀土进口量两倍于出口,我国占据产业链高端——2024年10月海上丝路贸易指数解读 [J/OL]. 浙江大学区域协调发展研究中心, 2024-11-15. <https://www.yidaiyilu.gov.cn/p/01S3P0ID.html>

¹⁰ 高木 誠司「2010年レアアース輸出停滞等を振り返って中国を考える」,RIETIコラム,掲載日2023年12月22日. 独立行政法人経済産業研究所 (RIETI). (https://www.rieti.go.jp/jp/columns/s24_0012.html)